

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）（抄） ..... 1

改正案	現行
<p>（船舶からのビルジその他の油の排出基準）</p> <p>第一条の八 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十及び第二条において単に「南極海域」という。）及び同表に掲げる北極海域（次項において単に「北極海域」という。）以外の海域において排出すること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域又は北極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。</p> <p>3 5 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>5 別表第二第二号の表第一号から第四号までの上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合においても、できる限り氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあっては、領海</p>	<p>（船舶からのビルジその他の油の排出基準）</p> <p>第一条の八 法第四条第二項に規定する船舶からのビルジその他の油の排出に係る同項の排出される油中の油分の濃度（以下「油分濃度」という。）、排出海域及び排出方法に関し政令で定める基準（以下この条において「排出基準」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 別表第一の五に掲げる南極海域（次項、次条第一項第三号、第一条の十及び第二条において単に「南極海域」という。）以外の海域において排出すること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、海底及びその下における鉱物資源の掘採に従事している船舶（南極海域にあるものを除く。）からのビルジその他の油の排出に係る排出基準は、希釈しない場合の油分濃度が一万立方センチメートル当たり〇・一五立方センチメートル以下であることとする。</p> <p>3 5 （略）</p> <p>第三条 （略）</p> <p>2 5 4 （略）</p> <p>（新設）</p>

の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）から離れて行うよう努めなければならない。

第四条（略）

2・3（略）

4 前条第五項の規定は、別表第二の二上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）又は北極海域（同表備考第三号に規定する北極海域をいう。）に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替へるものとする。

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条の二（略）

2・5（略）

6 第三条第五項の規定は、別表第三第一号及び第五号上欄に掲げる廃棄物を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準（南極海域又は北極海域に係るものに限る。）に従つて排出する場合について準用する。この場合において、同項中「海域（同表第三号及び第四号上欄に掲げるふん尿等を同表中欄に掲げる排出海域に関する基準に従つて排出する場合にあつては、領海の基線、氷棚、定着氷及び氷の密接度が国土交通省令で定める密接度以上である海域）」とあるのは、「海域」と読み替へるものとする。

（燃料油の品質の基準等）

第十一条の十（略）

海域

基準

第四条（略）

2・3（略）

（新設）

（船舶の通常の活動に伴い生ずる廃棄物の排出の規制）

第四条の二（略）

2・5（略）

（新設）

（燃料油の品質の基準等）

第十一条の十（略）

海域

基準

一	別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	<p>一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p> <p>二 備考第五号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p>	<p>一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p> <p>二 備考第五号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p>
二 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第一の五（第一条の八、第一条の九、第十一条の十関係）

北極海域	北緯五十八度西経四十二度の点、北緯六十四度三十七分西経三十五度二十七分の点、北緯六十七度三・九分西経二十六度三十三・四分の点、北緯七十度四十九・五六分西経八度五十九・六一分の点、北緯七十三度三十一・六分東経十九度一分の点及び北緯六十八度三十八・二九分東経四十三度二十三・〇八分の点を順次結んだ線、イリピルスコエの陸岸の北緯六十度の点からエトリン海峡を通る陸岸まで九〇度に引いた線、ハドソン湾西岸の北緯六十度の点と北緯六十度西経五十六度三十七・一分の点を結んだ線、同点及び北緯五十八度西経四十二度の点を結んだ線並びに北緯六十度以北の陸岸により囲まれた海域
(略)	(略)

別表第一の七（第一条の十一関係）

有害液体物質の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 別表第一の六各号の事前処理の	すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二	イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。

一	別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域	<p>一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p> <p>二 備考第五号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p>	<p>一 別表第一の五に掲げるバルティック海海域、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p> <p>二 備考第五号に規定する北海海域並びに別表第五に掲げる北米海域及び米国カリブ海海域</p>
二 (略)	(略)	(略)	(略)

別表第一の五（第一条の八、第一条の九、第十一条の十関係）

(新設)	(新設)
(略)	(略)

別表第一の七（第一条の十一関係）

有害液体物質の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 別表第一の六各号の事前処理の	すべての国の領海の基線からその外側十二海里以遠であつて水深二	イからハまでに掲げる要件に適合する排出方法により排出すること。

<p>方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留</p>	<p>方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質（次号に掲げるものを除く。）</p>
<p>二 別表第一の六第二号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留</p>	<p>十五メートル以上の海域（南極海域及び北極海域を除く。）</p>
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率（単位時間当たりの排出量をいう。以下同じ。）以下の排出率で排出すること。</p>
<p>方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留</p>	<p>方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質（次号に掲げるものを除く。）</p>
<p>二 別表第一の六第二号の事前処理の方法に関する基準の欄に掲げる方法により事前処理が行われた貨物艙に残留</p>	<p>十五メートル以上の海域（南極海域を除く。）</p>
<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>イ 当該船舶の航行中（引かれ船等にあつては対水速度四ノット、その他の船舶にあつては対水速度七ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。 ロ 海面下に排出すること。 ハ 有害液体物質排出防止設備のうち環境省令で定める装置を用いて環境省令で定める排出率（単位時間当たりの排出量をいう。以下同じ。）以下の排出率で排出すること。</p>

<p>三 前二号に掲げる有害液体物質を除去した貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に加えられた水との混合物である有</p>	<p>する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質（当該残留する有害液体物質の濃度が一キログラム当たり一ミリグラム未満である場合に限る。）</p>
<p>） 及び北極海域を除く。</p>	<p>全ての海域（南極海域を除く。）</p>
<p>い。</p>	<p>排出方法は、限定しな</p>
<p>三 前二号に掲げる有害液体物質を除去した貨物艙に残留する有害液体物質と当該貨物艙に加えられた水との混合物である有</p>	<p>する有害液体物質と当該貨物艙に初めて洗浄水又は水バラストとして加えられた水との混合物である有害液体物質（当該残留する有害液体物質の濃度が一キログラム当たり一ミリグラム未満である場合に限る。）</p>
<p>南極海域以外の海域</p>	<p></p>
<p>い。</p>	<p>排出方法は、限定しな</p>

害液体物質

備考

- 一 この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- 二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。

別表第二（第三条関係）

船舶及びふん尿等の区分	一 南極海域及び北極海域以外における排出	一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号及び第二号の表第一号から第五号までにおいて同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号、第二号、第四号及び第五号において	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。	ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。

害液体物質

備考

- この表において「南極海域」とは、別表第一の五に掲げる南極海域をいう。
- (新設)

別表第二（第三条関係）

船舶及びふん尿等の区分	一 南極海域以外における排出	一 国際航海に従事する船舶（総トン数四百トン以上又は最大搭載人員十六人以上のものに限る。次号並びに第二号の表第一号及び第二号において同じ。）から排出されるふん尿又は船舶内にある診療室その他の医療が行われる設備内において生ずる汚水（以下単に「汚水」という。）であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置（次号並びに第二号の表第一号及び第二号において「ふん尿等排出防	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。	ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。	ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。

て「ふん尿等排出防止装置」という。）により処理されていないもの	二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）	二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）	前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。
三 (略)	(略)	(略)	二 南極海域及び北極海域における排出
船舶及びふん尿等の区分 一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの	排出海域に関する基準 南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里の線を超える海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷から	排出方法に関する基準 イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。	一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの

止装置」という。）により処理されていないもの	二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）	二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）	前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。
三 (略)	(略)	(略)	二 南極海域における排出
船舶及びふん尿等の区分 一 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの	排出海域に関する基準 南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域	排出方法に関する基準 イ 海面下に排出すること。ただし、国土交通省令で定める排出率以下の排出率で排出する場合は、この限りでない。 ロ 当該船舶の航行中（対水速度四ノット以上の速度で航行する場合をいう。）に排出すること。	一 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されていないもの



<p>四 国際航海に従事する船舶（次号に掲げるものを除く。）のうちふん尿又は汚水の排出につき海洋</p>	<p>三 国際航海に従事する船舶（次号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、前二号に掲げるもの以外のもの</p>	<p>二 国際航海に従事する船舶（第四号及び第五号に掲げるものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	
<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>南極海域及び北極海域 える海域 の外側三海里の線を越える海域</p>	<p>南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側三海里の線を越える海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、水棚及び定着氷からその外側三海里の線を越える海域</p>	<p>その外側十海里の線を越える海域</p>
<p>ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理し</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	

<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>二 国際航海に従事する船舶から排出されるふん尿又は汚水であつて、ふん尿等排出防止装置により処理されたもの（ふん尿等排出防止装置のうち国土交通省令で定める装置により浄化することにより処理されたものを除く。）</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側三海里の線を越える海域</p>	
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>	<p>前号下欄イ及びロに掲げる排出方法により排出すること。</p>	

<p>環境の保全の見地から特に注意を払う必要があるものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>五 国際航海に従事する船舶のうち南極海域又は北極海域において長期間の航行の用に供するものとして国土交通省令で定める船舶から排出されるふん尿又は汚水</p>	<p>南極海域及び北極海域</p>	<p>て排出すること。</p>
<p>六 前各号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	

備考

一 (略)

二 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域をいう。

三 (略)

<p>(新設)</p>	<p>三 前二号に掲げる船舶以外の船舶（最大搭載人員十一人未満のものを除く。）から排出されるふん尿又は汚水であつて、国土交通省令で定める技術上の基準に適合するふん尿等排出防止設備のうち国土交通省令で定める装置により処理されていないもの</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域</p>	<p>排出方法は、限定しない。</p>	

二 (略)

別表第二の二（第四条、第十一条の十関係）

一 食物くず （次号上欄に掲げるものを除く。）	排出海域に関する基準 南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	排出方法に関する基準 イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。） ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。
	排出海域に関する基準 北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。 ハ 当該船舶の航行中に排出すること。 ニ 氷上に排出しないこと。
二 食物くず （鳥網に属する種の個体（その個	（略） 南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠	（略） イ 粉碎式排出方法により排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。 ハ 氷上に排出しないこと。

別表第二の二（第四条、第十一条の十関係）

一 食物くず （次号上欄に掲げるものを除く。）	排出海域に関する基準 南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	排出方法に関する基準 イ 国土交通省令で定める技術上の基準に適合する粉碎装置で処理して排出すること（以下「粉碎式排出方法」という。） ロ 国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。
	排出海域に関する基準 （新設）	国土交通省令で定める加熱殺菌その他の殺菌するための措置を講じて排出すること。 ハ 当該船舶の航行中に排出すること。
二 食物くず （鳥網に属する種の個体（その個	（略） （新設）	（略） （新設）

<p>体の一部を 含むものと し、その加 工品を除 く。別表第 四第二号に おいて同 じ。)を含 まないもの に限る。)</p>	<p>の海域並びに北極海域の うち全ての国の領海の基 線、氷棚及び定着氷から その外側十二海里以遠の 海域</p>	<p>ハ 氷上に排出しない こと。</p> <p>イ 粉碎式排出方法に より排出すること。 ロ 当該船舶の航行中 に排出すること。</p>
(略)	(略)	

備考

- 一・二 (略)
- 三 この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域(海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
- 四 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
- 五 九 (略)
- 十 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

<p>体の一部を 含むものと し、その加 工品を除 く。別表第 四第二号に おいて同 じ。)を含 まないもの に限る。)</p>	<p>甲海域並びにバルティッ ク海海域、北海海域、ガ ルフ海域、地中海海域及 び拡大カリブ海域のうち 全ての国の領海の基線か らその外側十二海里以遠 の海域並びに南極海域(海 洋施設等周辺海域を除 く。)のうち領海の基線 からその外側十二海里以 遠の海域</p>	<p>イ 粉碎式排出方法に より排出すること。 ロ 当該船舶の航行中 に排出すること。</p>
(略)	(略)	

備考

- 一・二 (略)
- (新設)
- 三 この表において「甲海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側三海里以遠の海域(乙海域、バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。
- 四 八 (略)
- 九 この表において「乙海域」とは、全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域(バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。)をいう。

別表第二（第四条の二関係）

<p>廃棄物</p>	<p>排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>
<p>一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの</p>	<p>バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び北大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>イ 最小限度にとどめて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>二 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、北大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>三 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、</p>	<p>イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中</p>

別表第三（第四条の二関係）

<p>廃棄物</p>	<p>排出海域に関する基準</p>	<p>排出方法に関する基準</p>
<p>一 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物のうち特定船舶から排出されるもの</p>	<p>バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び北大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域</p>	<p>イ 最小限度にとどめて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>二 第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物（前号上欄に掲げるものを除く。）</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、北大カリブ海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）</p>	<p>当該船舶の航行中に排出すること。</p>
<p>三 第四条の二第一項第二号に掲げる廃棄物</p>	<p>全ての国の領海の基線からその外側百海里以遠の海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、</p>	<p>イ できる限り速やかに海底に沈降するよう必要な措置を講じて排出すること。 ロ 当該船舶の航行中</p>

	域、拡大カリブ海域、北極海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）	に排出すること。
四 (略)	(略)	(略)
五 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち特定船舶の貨物倉の洗浄水	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
六 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち貨物倉の洗浄水（前号上欄に掲げるものを除く。）	全ての海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、北極海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）	当該船舶の航行中に排出すること。
七・八 (略)	(略)	(略)

備考  
一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その

	域、拡大カリブ海域及び海洋施設等周辺海域を除く。）	に排出すること。
四 (略)	(略)	(略)
五 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち特定船舶の貨物倉の洗浄水	バルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	当該船舶の航行中に排出すること。
六 第四条の二第一項第四号に掲げる廃棄物のうち貨物倉の洗浄水（前号上欄に掲げるものを除く。）	全ての海域（バルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域、海洋施設等周辺海域及び指定海域を除く。）	当該船舶の航行中に排出すること。
七・八 (略)	(略)	(略)

備考  
一 この表において「特定船舶」とは、陸地にある施設の故障その

他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海

他やむを得ない事由によつて第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を陸地にある施設において処理することができないために当該廃棄物をバルティック海海域、北海海域、南極海域、ガルフ海

域、地中海海域、拡大カリブ海域又は北極海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。

域、地中海海域又は拡大カリブ海域において排出する必要があるものとして国土交通省令で定める船舶をいう。

二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。

二 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定するバルティック海海域をいう。

三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。

三 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域をいう。

四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。

四 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定するガルフ海域をいう。

五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。

五 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。

六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。

六 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

七 (略)

七 (略)

八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。

八・九 (略)

九・十 (略)

十 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第二号に規定する特定沿岸海域をいう。

十一 この表において「特定沿岸海域」とは、別表第二備考第三号に規定する特定沿岸海域をいう。

十 (新設)

別表第四 (第九条の三関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず (次号上欄に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び北極海域のうち全ての国の領	粉碎式排出方法により排出すること。

別表第四 (第九条の三関係)

廃棄物の区分	排出海域に関する基準	排出方法に関する基準
一 食物くず (次号上欄に掲げるものを除く。)	(略)	(略)
	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線か	粉碎式排出方法により排出すること。

備考 一 (略)	二 食物くず (鳥綱に属する種の個体を含まないものに限る。)	甲海域並びにバルティツク海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域、拡大カリブ海域及び北極海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域(南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域)にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	海 の 基 線 か ら そ の 外 側 十 二 海 里 以 遠 の 海 域 並 び に 海 洋 施 設 等 周 辺 海 域 (南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域)にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)
	(略)	(略)	粉 碎 式 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。

備考 一 (略)	二 食物くず (鳥綱に属する種の個体を含まないものに限る。)	甲海域並びにバルティツク海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域、南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに海洋施設等周辺海域(南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域)にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)	ら そ の 外 側 十 二 海 里 以 遠 の 海 域 並 び に 海 洋 施 設 等 周 辺 海 域 (南極海域以外の海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里の線を超える海域)にある船舶又は海洋施設に係るものに限る。)
	(略)	(略)	粉 碎 式 排 出 方 法 に よ り 排 出 す る こ と。

二 この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第四号に規

二 この表において「甲海域」とは、別表第二の二備考第三号に規



定する甲海域をいう。

三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定するバルティック海海域をいう。

四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定する北海海域をいう。

五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定するガルフ海域をいう。

六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する拡大カリブ海域をいう。

八 この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。

九 (略)

十 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第十号に規定する乙海域をいう。

定する甲海域をいう。

三 この表において「バルティック海海域」とは、別表第二の二備考第四号に規定するバルティック海海域をいう。

四 この表において「北海海域」とは、別表第二の二備考第五号に規定する北海海域をいう。

五 この表において「ガルフ海域」とは、別表第二の二備考第六号に規定するガルフ海域をいう。

六 この表において「地中海海域」とは、別表第二の二備考第七号に規定する地中海海域をいう。

七 この表において「拡大カリブ海域」とは、別表第二の二備考第八号に規定する拡大カリブ海域をいう。

八 (新設)

九 (略)

十 この表において「乙海域」とは、別表第二の二備考第九号に規定する乙海域をいう。